

第9回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 平成16年1月27日(火) 10:00～11:50

2. 場 所 日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員 : 飯塚分科会長(東京大学), 唐澤副分科会長(東京電力), 宮口幹事(石川島播磨重工業), 植松(三井造船), 大塚(関西電力), 岡村(電源開発), 久保田(核燃料サイクル開発機構), 佐々木(中国電力), 佐藤(東京海洋大学), 下重(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 白石(三菱電機), 鈴木(日立製作所), 清野(原子力安全・保安院), 谷本(九州電力), 中世古(中部電力), 中野(原子力安全基盤機構), 中村(北陸電力), 平山(東北電力), 松永(東芝), 松村(北海道電力), 三角(三菱重工業), 山田(四国電力), 結城(原子力安全・保安院), 渡邊(東京電力)

代理委員 : 児玉(原子力安全・保安院 武山代理), 高柳(NSネット 伊藤代理), 濱田(日本原子力発電 辻本代理), 前田(発電設備技術検査協会 黒川代理)

欠席委員 : 平(日本製鋼所), 高橋(富士電機), 吉村(日本原燃)

常時参加者: 穴原(東京電力)

オブザーバ: 池田(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 伊東(三菱原子燃料), 大石(東京電力), 近藤(東京電力), 示野(電気事業連合会), 平野(日本電機工業会)

事務局 : 浅井, 上山, 国則(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.9-1 第8回品質保証分科会 議事録(案)

資料 No.9-2 品質保証分科会委員名簿

資料 No.9-3 品質保証検討会委員名簿

資料 No.9-4 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(仮称)制定案」公衆審査意見対応(公衆審査期間 H15/10/30～H15/12/29)

資料 No.9-5 JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段階)(仮称)制定案

資料 No.9-5-1 JEAG4121 公衆審査版に対する修正箇所について

資料 No.9-5-2 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針(運転段

階) (仮称) 制定案」公衆審査版追加修正箇所

資料 No.9-5-3 「JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針」制定案
公衆審査版エディトリアル修正内容

資料 No.9-5-4 第 7 回品質保証検討会 (1/20 開催) でのコメント対応結果並びに
JEAG4121-2004 制定の今後の進め方について

資料 No.9-5-5 1/20 の検討会コメントを踏まえた JEAG4121-2004 制定案の修正すべき
点とその対応

資料 No.9-6-1 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講
習会アンケート結果 (東京コース)

資料 No.9-6-2 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講
習会アンケート結果 (大阪コース)

資料 No.9-6-3 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講
習会追加質問

資料 No.9-6-4 講習会アンケートの質問事項 (東京, 大阪, 追加) の主なもの

資料 No.9-6-5 JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程 講習会に
ついて

資料 No.9-6-6 「JEAC4111-2003 原子力発電所における安全のための品質保証規程」講
習会 Q&A

参考資料-1 品質保証作業会委員名簿

参考資料-2 第 7 回品質保証検討会議事録 (案)

参考資料-3 制・改定手続き途中の規格原案の修正に係わる規約について

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

委員総数の 3 分の 2 以上の出席で, 会議開催条件を満たしていることが確認された。

(2) 議事次第と配付資料の確認

当日の議事次第と配付資料が確認された。

(3) 第 8 回品質保証分科会議事録 (案) について

事前にメールで配信されていた, 資料 No.9-1 の第 8 回品質保証分科会議事録 (案) の
内容が, 決議の結果全員の賛成で承認された。

(4) 品質保証分科会新任候補・退任予定委員について

事務局より, 資料 No.9-2 に基づき, 新任候補・退任予定の委員の紹介があり, 本内容
で次回第 13 回原子力規格委員会 (2/3 開催) に提案することが, 決議の結果 1 名を除

く委員の賛成で承認された。

(5) 品質保証検討会委員新任候補・退任委員について

事務局より，資料 No.9-3 に基づき，第 7 回品質保証検討会で確認された新任候補・退任委員の紹介があり，決議の結果 1 名を除く委員の賛成で承認された。

(6) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案公衆審査意見対応について

渡邊委員（品質保証作業会主査）より，資料 No.9-4 に基づき，制定案の公衆審査意見対応について紹介があり，同内容で第 13 回原子力規格委員会に提案することが，決議の結果全員の賛成で承認された。

(7) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案について

渡邊委員より，資料 No.9-5，9-5-1～9-5-5 に基づき，公衆審査版制定案に対する追加修正箇所についての紹介があった。資料 No.9-5-1～9-5-3 が，公衆審査開始後の精査により追加修正が必要と判断された箇所をまとめたもの，資料 No.9-5 がその追加修正を施した制定案であり，これらの内容は第 7 回品質保証検討会で審議されたものである。一方資料 No.9-5-4，9-5-5 は，同検討会での追加コメントを踏まえて，再度作業会の一部メンバーが制定案を検討し，さらに追加修正が必要と思われる箇所をまとめたものであるが，これらの内容は作業会，検討会での検討，審議には至っていない。議論の結果，以上の状況も踏まえて，第 13 回原子力規格委員会では現状を報告し，引き続き修正内容の検討，審議を継続する最終版の制定案を，次々回第 14 回原子力規格委員会へ上程することを提案してはどうかと諮られ，決議の結果全員の賛成で承認された。

制定案に関する主な議論，コメントは以下のとおり。

- ・ 品質マニュアルに関して，4.2.2（解説）には「・・・管理責任者が自らの責任と権限に基づき作成し，トップマネジメントによる承認・・・」とあり，5.5.2（解説）(2)a)には「・・・管理責任者が，規程の要求事項に沿った品質マニュアルや下位文書を作成し・・・」。なお，ここでいう作成には作成させたものを承認する場合も含む。」とあるが，4.2.2 の方はトップマネジメントの承認ではなく，トップマネジメントに説明し記録に残すという理解でよいのか？
- ・ 最高位文書である品質マニュアルに対する関与とは，承認と考えるのが一般的であり，5.5.2（解説）(2)a)を，トップマネジメントが関与しなければならないという主旨で修正することを検討する。

- ・ トップマネジメントの理解は重要であり，単なる関与では表現が弱い。品質管理責任者はトップマネジメントから任命されて，名実で言えば名の窓口になるひとであり，そのひとが作成すると言う意味には，本人が書くことも組織を代表して作成することも含まれるということを，うまく表現すべきである。要はトップマネジメントが内容を理解している状況で，組織としてオーソライズした品質マニュアルを決めることである。
- ・ 確かにトップマネジメントの関与は重要だが，規程で明確にされているトップマネジメントが自ら行うべき要求事項に含まれていないのに，4.2.2（解説）で突然トップマネジメントが品質マニュアルを承認すると限定的に解説するのは踏み込みすぎではないか？トップマネジメントが品質マネジメントシステムの構築の枠組みを作って，管理責任者が一義的に品質マニュアルを作成し，トップマネジメントがマネジメントレビューを行うということでもよいと思う。
- ・ 昔の ISO9000 には内部に対する品質保証という概念があった。トップマネジメントが方針を出し，組織が品質システムを設計して構築して運営するが，その品質システムでトップマネジメントの方針が達成できるということを証明する行為を，内部品質保証と言った。
- ・ 本解説は，「品質マネジメントシステムにトップマネジメントの関与がなければ，品質マネジメントシステムはうまく動かないし，トップマネジメントの意志がなければ品質マネジメントシステムは存在しない」と考え，トップマネジメントの関与をより明示的にしたものである。
- ・ 現実的に，保安規定の第2章に品質保証計画を位置付けて社長名で出す必要がある。品質保証計画（＝品質マニュアル）はトップドキュメントであり，それを社長承認とするか否かという保安規定との関わりが現状の（解説）では不十分であるが，トップマネジメントがトップドキュメントにどう関与するかと言えば，現実的には承認ということになると思う。
- ・ 現実的にそのようになっているのであれば，その内容を（解説）で明確にするのがよい。
- ・ 6.2.2（例示）a)に記載されていない設計管理や調達管理の職務に関しては，力量を定める必要はないのか？
- ・ （例示）は限定された記載であり，それ以外に力量を定める必要があるか否かは，組織が判断すべき事項である。
- ・ そのことを強調する必要があるれば，（例示）に「この例に限らない」という文言を追加するのがよい。（例示全般について）
- ・ （例示）に広報，対応など社会に対する説明を担当する組織の力量，例えば倫理観，表現能力，対応能力などを追加すべき。

- ・ JEAG4121 は JEAC4111 の要求事項の理解と具体的な運用の例示を示すという目的で作成されているが、要求事項の（解説）や（例示）に不適切と思われる箇所があり、また一部 JEAG4121 だけを守ればそれでよいという誤解が生まれているように思う。あくまでも規制の要求は JEAC4111 を満たすことであり、JEAC4111 をどう守っているのかを示す実証責任は事業者にある。その観点で JEAG4121 を、注意深く表現振りも含めて修正すべき。
- ・ JEAG4121 の冒頭にあくまでも正とするのは JEAC4111 であり、JEAG4121 はその適用指針であり、例示も一例に過ぎないことを記載するのもよい。
- ・ 公衆審査のやり直しも必要だとすると、例えば 3 ヶ月くらい制定が延びる可能性も考えておく必要がある。

(8) JEAC4111 原子力発電所における安全のための品質保証規程講習会について

事務局より、資料 No.9-6-5 に基づき、昨年実施した講習会、今年 2 月に追加実施予定の講習会の概要と、来年度の講習会の活動計画案などについての紹介があり、続いて溝内品質保証作業会幹事より、資料 No.9-6-4 に基づき、講習会アンケートの質問事項の主なものとその回答案の紹介があった。講習会の質問事項に対する回答は JEAG4121 制定案をベースとした部分もあり、上述(7)の JEAG4121 制定案の修正も踏まえて見直し、また次回の講習会の質問内容も併せて、第 10 回品質保証分科会で再度審議することを確認した。また、来年度の講習会の活動計画も、同分科会で次年度計画と併せて審議することを確認した。

本件に関する主なコメントは以下のとおり。

- ・ No.9-6-4 の 1.の質疑応答など、質問に対する回答は、規制の判断と齟齬が出ないように、不確実な内容はコミットすべきではないし、確実と思われる回答もその根拠を示すべきである。また、JEAC4111 は原子力安全のための品質保証規程であるから、5.の発想はおかしい。
- ・ 質問によっては、その疑問が生じた状況や質問の狙い、目的を明確にして、回答内容を検討することも必要である。5.については本質に関わる内容であり、さらに議論が必要なので、回答は監査対象か否かというポイントに絞った方がよい。
- ・ 規格に対する技術的な内容の質疑応答については、分科会で回答を審議承認し、質問者に回答し原子力規格委員会に報告して、ホームページで公表し必要に応じて質疑応答集を発行するという運営規約細則が定められており、講習会の質疑応答もこれに準拠して対応することで進めている。

- ・ JEAC4111 は品質マネジメントシステムを要求しており、本来その講習会の受講対象者はマネジメントクラスを考えていたが、実際には事業者から多数の担当クラスの派遣があり、従来の品質管理活動との区別がついていない懸念がある。講習会の目的や対象者を明確にし、ISO9001 の知識がある受講者に限定した方がよい。
- ・ 広く一般の対象者向けの講習会も、規格の普及という点で意義がある。いずれにせよ、講習会の位置付けと対象者を明確にして実施することは必要である。深い議論も行う、事業者の講師を育成する目的の講習会を実施することも意義がある。

(7) その他

- ・ JEAG4121 は公衆審査後に多数の追加修正点が出たが、このような場合の規格案の扱いについて、基本方針策定タスクで検討するように、第 13 回原子力規格委員会に提案する予定であり、検討にあたってのたたき台として事務局が作成した参考資料-3 の内容が紹介された。
- ・ 建設段階の品質保証指針の作成についての方針決定の要望があり、品質保証検討会で方針を提案し、第 10 回品質保証分科会で審議することが確認された。
- ・ 第 10 回品質保証分科会は、第 14 回原子力規格委員会の開催予定を踏まえて、概略 3 月末、場合によっては 4 月初めに開催となる見込みであることが確認された。

以 上